

## 測量業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

平成13年1月6日 国地総管発第513-4号

最終改正 平成30年11月14日 国地総契第117号

### (目的)

第1条 国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領（平成13年1月6日国地総管発第513-3号。以下「選定要領」という。）第6条第二号の総合点数の算定については、この要領の定めるところによる。

### (総合点数の算定)

第2条 選定要領第6条第二号の総合点数は、同号イの客観的事項（以下「客観的事項」という。）について算定した点数（以下「客観点数」という。）に同号ロの主観的事項（以下「主観的事項」という。）について算定した点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定する。

### (客観点数の算定)

第3条 客観点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 選定要領第6条第二号イの(1)に掲げる項目（以下「年間平均完成高」という。）の点数は、年間平均完成高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- 二 選定要領第6条第二号イの(2)に掲げる項目（以下「自己資本額」という。）の点数は、自己資本額を年間平均完成高で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- 三 選定要領第6条第二号イの(3)に掲げる項目の点数は、選定要領第3条に掲げる業務種別ごとの測量士の数に5を、選定要領第3条に掲げる業務種別ごとの測量士補の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表3において「合計数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とする。
- 四 選定要領第6条第二号イの(4)に掲げる項目（以下「営業年数」という。）の点数は、営業年数に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
- 五 選定要領第4条の申請者で同条第2項第6号に掲げる審査基準日までに当初の事業年度が終了していないものに係る自己資本額の点数は別表第2に掲げる点数欄の最低点数とする。
- 六 客観点数は、次の算式によって計算した値とする。

算式  $3 \times A + B + 5 \times C + D$

この式においてA、B、C、及びDは、それぞれ次の値を表するものとする。

- A 第一号の規定による点数
- B 第二号の規定による点数
- C 第三号の規定による点数
- D 第四号の規定による点数

### (主観点数の算定)

第4条 主観点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 定期の資格審査申請書提出期間の属する年度の前2年度に完成した業務の国土地理院請負測量業務成績評定要領（昭和47年国地達第36号）第5条第3項の測量業務成績評定表による業務種別ごとの総評点（実施した業務が2以上あるときはその平均値（小数部分があるときは、これを切捨てた値））が61点以上であるときは、総評点から60点を控除した点数に4を乗じた点数とする。
- 二 総評点が60点であるときは、0点とする。
- 三 総評点が59点以下であるときは、当該総評点から60点を控除した点数とする。

### (共同企業体の特例)

第5条 共同企業体の客観点数及び主観点数の算定方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 共同企業体の客観点数の算定方法は、次のイからハまでに掲げるところにより、算出した点数とする。
  - イ 共同企業体の年間平均完成高は、各構成員の年間平均完成高の和とする。
  - ロ 共同企業体の自己資本額及び技術者数は各構成員のそれぞれの和とする。
  - ハ 共同企業体の営業年数は、構成員の平均値によるものとする。
- 二 共同企業体の主観的事項の点数の算定方法は、各構成員ごとに前条の規定により算定した点数の和を、全構成員の数で除した点数（その点数に少数部分があるときは、これを切り捨てた点数）とする。

（事業協同組合の特例）

第6条 事業共同組合の客観点数及び主観点数の算定方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 事業協同組合の客観点数の算定方法は、次のイからハまでに掲げるところにより、算出した点数とする。
  - イ 事業協同組合の年間平均完成高は、当該組合及び各構成員の年間平均完成高の和とする。
  - ロ 事業協同組合の自己資本額及び技術者数は当該組合及び各構成員のそれぞれの和とする。
  - ハ 事業協同組合の営業年数は、当該組合及び構成員の平均値とする。
- 二 事業協同組合の主観点数の算定方法は、各構成員ごとに4条に掲げるところにより算定した点数の和を、全構成員の数で除して得た点数とする。この場合において、当該組合に完成した測量があるときは、当該組合を1審査対象とみなし、第4条に掲げるところによるものとする。

附 則

- 1. 本通達による措置は、平成13年1月6日から適用する。
- 2. 測量作業請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和48年2月27日付け国地達第8号）は、廃止する。

附 則

本通達による措置は、平成25年度以降に締結する測量業務の請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則

本通達による措置は、平成30年11月14日から施行する。

別表1

業種別年間平均完成高		点数
20億円以上		30
10億円以上	20億円未満	28
7億5千万円以上	10億円未満	26
5億円以上	7億5千万円未満	24
4億円以上	5億円未満	22
3億円以上	4億円未満	20
2億円以上	3億円未満	18
1億円以上	2億円未満	16
7千5百万円以上	1億円未満	14
5千万円以上	7千5百万円未満	12
5千万円未満		10

別表2

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表3

合計数値	点数
330～	30
295～329	28
260～294	26
225～259	24
190～224	22
155～189	20
120～154	18
85～119	16
50～84	14
15～49	12
～14	10

別表4

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10